

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

株式会社商船三井

代表取締役
社長執行役員 池田 潤一郎

定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催されました当社定時株主総会におきまして、下記のとおり報告及び決議がなされましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

1. 平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
2. 平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決され、当期の期末配当は、1株当たり1円50銭とし、剰余金の配当が効力を生じる日を平成28年6月22日と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、次のとおり定款の一部変更が決議されました。

(下線は変更部分を示します)

変更前定款	変更後定款
<p>第12条 定時総会は、毎年6月に開催する。</p> <p>2. 臨時総会は、必要ある場合に随時開催する。</p> <p>3. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>社長執行役員である代表取締役（以下「社長」という。）が招集する。</u>但し、<u>社長に差支えあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>第15条 総会の議長は、社長がこれに当たる。</p> <p>2. 社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により<u>他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第23条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第12条 定時総会は、毎年6月に<u>招集</u>する。</p> <p>2. 臨時総会は、必要ある場合に随時<u>招集</u>する。</p> <p>3. 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、取締役が招集する。</u></p> <p>第15条 総会の議長は、社長がこれに当たる。</p> <p>2. 社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により<u>代行者が議長となる。</u></p> <p>第23条 <u>当会社は、取締役会の決議により、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって執行役員の内、1名を社長に選定する。また、その他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第24条～第37条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に武藤光一氏、池田潤一郎氏、永田健一氏、田邊昌宏氏、高橋静夫氏、橋本剛氏、松島正之氏、藤井秀人氏、勝悦子氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、補欠監査役に関功氏が選任されました。

第5号議案 執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案のとおり承認可決され、平成28年度において、当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することが決議されました。

以上

配当金のお支払いについて

- ◎ 平成27年度期末配当金は、1株につき1円50銭に決定されましたので、同封の「期末配当金領収証」により、平成28年7月29日までにお受け取りください。
- ◎ 振り込みをご指定の方には、同封の「配当金計算書」及び「お振込先について」に記載のとおり手続きいたしましたので、ご確認ください。
- ◎ 配当金の口座振り込みをご指定の方と同様に、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる株主様宛にも「配当金計算書」を同封いたしております。配当金をお受け取りになった後の配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

